

# 通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 中間論点整理のポイント

---

平成20年6月13日

# 1 中間論点整理の位置付け

- ・ これまでの新たな法体系の基本的枠組みに関する議論を参考としつつさらに国民的な合意形成に向けた具体的検討を進めるため、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」として今後重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性等について、中間的に整理を行うもの。
- ・ 委員会では新たな法体系への転換に伴う論点についてのみ検討を行うこととし、それ以外の論点については今回は検討対象としない。

## 2 主な論点①（法体系全般）

### ■ 法体系の全体構造の見直し

現在の我が国の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置付け・役割の違いに応じ、関係する法律の規定を再編成してできるだけ整合化・合理化するとともに、レイヤー間の関係が明確化された法体系に転換する方向で検討。

### ■ 新たな法体系の理念・目的

情報の自由な流通や表現の自由の確保など、新たな法体系で実現を目指す共通の価値について今後具体的に検討。

### ■ 包括化の対象とすべき法律の範囲

法の目的及び法技術的な問題を踏まえ、全体として整合性のとれた法体系とする方向で検討。

### 3 主な論点②（伝送設備、伝送サービス）

#### ■ 電波利用の目的・区分

通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討。

#### ■ 電波利用手続

新サービスの円滑な市場投入や迅速な事業展開のため、事業用無線局について迅速な事業者選定・周波数分配ができるようにする方向で検討。

#### ■ 伝送サービス規律の再編

基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る方向で検討。

## 4 主な論点③（コンテンツ）

### ■ メディアサービス(仮称)の範囲

従来の放送の概念に範囲をとどめる方向で検討。

### ■ メディアサービスに関する具体的規律

メディアサービスの区分を踏まえ、現行の放送に関する規律を土台として検討。

### ■ マスメディア集中排除規制

新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義及び重要性は失われないことから、マスメディア集中排除規制を維持する方向で検討。

### ■ オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律

プロバイダ責任制限法の枠組みを適用し、当面は行政機関が直接関与しない方向で検討。

## 5 主な論点④（プラットフォーム等）

### ■ プラットフォーム規律

プラットフォームの概念を明確にした上で、放送プラットフォーム事業をコンテンツ規律とは区分して規定する必要性等を検討。

### ■ レイヤー間の規律

電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象となる紛争事案を、異なるレイヤーに属する事業者間の紛争も含める方向で検討。

各レイヤー内はもとより、レイヤー間の公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について検討。

### ■ 利用者利益の確保・向上のための規律

セーフティネットとしての包括的な利用者利益の確保・向上のための規定を整備する方向で検討。

### ■ 特定の法人の位置付け

NTT及びNHKの業務内容の在り方については検討対象とはならない。

### ■ 既存事業者の位置付け

現行法制に基づく事業者の地位を実質的に承継する方向で検討。

## 6 今後の検討の進め方

---

- ・ 情報通信審議会総会に審議経過を報告するとともに、パブリックコメントを実施。
- ・ 各論点について今後カテゴリー分けし、カテゴリー毎にワーキンググループを設置し、これ以外の論点も含めて具体的制度設計に向けた検討を実施。